

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

平成 24 年 7 月 13 日  
特定非営利活動法人  
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

当センターに紛争解決等業務を委託している金融商品取引業協会のうち、一般社団法人金融先物取引業協会（旧名称 社団法人金融先物取引業協会。以下「金先協会」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会（旧名称 社団法人日本証券投資顧問業協会。以下「顧問業協会」という。）は、新公益法人制度への対応に関し、金先協会が去る平成 24 年 4 月 1 日付で内閣総理大臣から一般社団法人への移行が認可され、その名称を「一般社団法人金融先物取引業協会」とし、顧問業協会は、去る平成 24 年 7 月 2 日付で一般社団法人への移行が認可され、その名称を「一般社団法人日本投資顧問業協会」とした。

当センターは、金先協会及び顧問業協会から、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 5 条第 1 項の規定に基づき、紛争解決等業務の委託を受けているところであるが、金先協会及び顧問業協会の名称が改称されたことに伴い、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部を改正する。

2. 改正の内容

社団法人金融先物取引業協会及び社団法人日本証券投資顧問業協会の名称をそれぞれ一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会に改める。

3. 施行日等

この改正は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。

以 上